		O 就学援助制度問い合わせ先(広	報用)				I 就学援	助制度の乳	実施について	τ														
							1. 就学援	助制度の周	別知方法							2. i	就学援	助制度の申請	書の配布	方法				
							(1)貴市区	(町村におけ	ナる就学援助	助制度の周	知方法					(1)	)貴市区	町村における	5就学援助	制度の申請	書の配布	市方法		
①都道原	铲∮②市町村	①部署名 (	②電話番号	<b>③</b> e−mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)				<b>エ 1学</b>	オ. 毎年	カ. 各学 校に対し を制度で 割面 知	キ. 教職 デーラ あいまま ままま ままま ままま まままま まままま まままま まままま ま	7. 保護 ケ. 7 情向け説 他(P 開会を実 に記	の (2)(1)でケにOをした場合、その内 (2)(1)でケにOをした場合、その内 (2)(1)でケにOをした場合、その内 (2)(1)でケにOをした場合、その内	ア 校案付望・中	そ制を、にか書学度配希各らを	イ校案付望育かれている。	ウ. 各学 音 会 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	オ案行各希交請が表行とできません。	ナ. 制等すがを含めている。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	カ. 制等で 制等す で る 発 会 は、 員 望	キ. その容を2. (2)してくい。)	(2)(1)でキにOLた場合、その内容
該当団体	<b>k</b> ∯63	63	63	61	62	2	57	53	15	51	51	37	4 1	27	27	35		37 1	3 1	0		0	26	26
		教育委員会事務局 学校教育部																						・前年度において就学援助を受給していた世帯に対し、教育委員会 から申請書を配布 ・各学校で制度案内を配布後、希望者に各区役所区民課窓口にお
	さいたま市	学事課 ( 教育総務部教育財務課財務担当 (	048-829-1647		http://www.city.saitama.jp/003/002/003/p000694.html http://www.city.kawagoe.saitama.jp/kosodatekyoiku/teate.jo		0	0		0	0	0	0		労力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	0		0					0	いて申請書を配布
埼玉県	川越巾	教育総務部教育財務課財務担当 以	U49-224-0U83	IIP	se/sonota/syuugakuenjyo.html		0			0	0	0			学校事務職員向け説明会を実施				<b>'</b>					
埼玉県	熊谷市	教育委員会教育総務課 (	048-524-1111	kyoikusomu@city.kumagaya.lg.jp			0	0			0	0	0	0	就学時健康診断時に配布(新1年生) オ:毎年度の進級時ではなく、10月に配布			c	)					
埼玉県	川口市	学校教育部指導課 (	048-259-7663	210.02000@city.kawaguchi.lg.jp	http://www.city.kawaguchi.lg,jp/kbn/72050002/72050002.ht ml		0	0		0	0			0	学校事務職員向けに説明会を実施	0		0					0	教育委員会ホームページにて就学援助申請書のダウンロード可
埼玉県	行田市	教育総務課 (	048-556-8311	kyouiku-s@city.gyoda.lg.jp	http://www.city.gyoda.lg.jp/40/01/10/syugakuennzyo.html		0	0	0	0	0	0				0		0					0	年度ごとの更新のため、就学援助費を受給している保護者に対して、翌年度の申請書を郵送している。
埼玉県	秩父市	教育委員会事務局 学校教育課 (	0494-25-5228	gakkou@city.chichibu.lg.jp	http://www.city.chichibu.lg.jp/		0		0		0					0								・各学校で、就学援助についての制度案内を配布するとともに、前
埼玉県	所沢市	教育総務部 教育総務課 (	04-2998-9232	a9232@city.tokorozawa.lg.jp	http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyouiku/kosodate/kodomonoteate/shuugakuenjo.html		0	0		0	0	0											0	・ イン・イン・ は名字校から申請書を配布している。 ・ 希望者に対しては、各学校および教育委員会で申請書を配布している。
埼玉県	飯能市	学校教育課学務担当 (	042-973-3018	gakko@city.hanno.lg,jp	https://www.city.hanno.lg.jp/		0	0	0 (	0	0	0				0		0						
埼玉県	加須市	学校教育部学校教育課 (	0480-62-1111	gakko@city.kazo.lg,jp	http://www.city.kazo.lg.jp/		0	0		0	0	0		0	現年度の支給者に対し、2回目の支払通知を発送す の案内と申請書を送付した。	ナる際、次年度 O		0					0	ホームページからダウンロード
		本庄市教育委員会学校教育課 (		gakkou@city.honjo.lg.jp	http://www.city.honjo.lg.jp/		0	0	0 (	0	0	0				0		0					0	継続申請者には、事前に制度案内と申請書を郵送。
				gakkou- gakumu@city.higashimatsuyama.lg,j		東松山市のホームページ (学校教育課のページ)に																		
埼玉県	東松山市	教育部 学校教育課 (	0493-21-1430	p	http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/	問合せフォームあり	0	0			0			0	入学説明会に学校で就学援助制度の書類を配布								0	各学校にて、全児童生徒に制度案内と申請書を配布
埼玉県	春日部市	学校教育部学務課 (	048-763-2447	gakumu@city.kasukabe.lg.jp	https://www.city.kasukabe.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyouiku/sh uugakuenjo/seido.html https://www.city.sayama.saitama.jp/kosodate/josei/syugaku		0	0		0	0	0	0					C	)					
	狭山市	埼玉県羽生市教育委員会教育総	04-2953-1111		enjo.html		0		0 (	0	0	0				0		0						
		務課(	048-561-1121	kyousoumu@city.hanyu.lg.jp	http://www.city.hanyu.lg.jp		0	0		0	0	0							)					
			048-541-1321(代表)	gakko@city.kounosu.saitama,jp	http://www.city.kounou.saitama.jp					0	0				<b>ま你ごのよ_ゴルノ」に制度をわた担</b> 業	0		0						
埼玉県	深谷市		048-574-5811	kyouiku@city.fukaya.lg,jp	http://www.city.fukaya.saitama.jp					0	0				市役所のウェブサイトに制度案内を掲載 ・各学校の事務担当者を対象とした説明会を実施。	0		0						
埼玉県	上尾市	上尾市教育委員会 学校教育部 学務課 (	048-775-9604	s731000@city.ageo.lg.jp	http://www.city.ageo.lg.jp/site/iinkai/73-enjyo.html		0	0		0	0	0		0	・前年度認定者で、今年度申請がない児童生徒の係 個別に申請案内を送付。	保護者に対し、 〇		0					0	保護者自身がホームページからダウンロードした申請書を印刷して 使用。
埼玉県	草加市	教育総務部 学務課 (	048-922-2674	gakumu@city.soka.saitama,jp	http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s2102/020/010/010/support.html		0	0		0	0	0	0	0	学校事務職員向けの説明会を実施			c	)					
埼玉坦	越公市	学校教育部学務課 (	048-963-9281		http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/kosodate/syot yugakkou/shugakuenjyo.html			0		0	0	0			毎年度、学校事務等担当者説明会を実施			0						
					http://www.city.warabi.saitama,jp/hp/page000001600/hpg00					0	_	_						0					_	
		教育委員会教育部学校教育課 (		gakukou@city.warabi.saitama,jp	0001582.htm  https://www.city.toda.saitama.jp/soshiki/372/kyo-gakumu-		O			U	U	U		0	学校で実施する入学説明会で就学援助制度の書類	を配布し説明 〇		O					U	ホームページによりダウンロード
埼玉県	戸田市		048-441-1800	kyo-gakumu@city.toda.saitama,jp			0	0	0 (	0	0	0				0		0					0	市ホームページからダウンロード
埼玉県	入間市	入間市教育委員会教育部学校教 育課 (	04-2964-1111		http://www.city.iruma.saitama.jp/		0	0		0	0					0		0					0	ウェブサイトからダウンロード
埼玉県	朝霞市	教育管理課 (	048-463-0793	kyoiku_kanri@city.asaka.lg,jp	http://www.city.asaka.lg,jp/soshiki/37/shuugakuennjyoseido .html		0	0		0	0	0		0	・駅前電光掲示板で案内文を掲載。 ・各小・中学校の学校便りに周知文を掲載。	0		0						
埼玉県	志木市	教育政策部 教育総務課 (	048-473-1111	kyouiku@city.shiki.lg,jp	http://www.city.shiki.lg.jp/		0	0		0	0					0		0					0	市ホームページからダウンロード可能
埼玉県	和光市	和光市教育委員会学校教育課学 務担当	048-464-1111	h0200@city.wako.lg.jp	http://www.city.wako.lg.jp/home.html		0	0		0	0	0		0	<ul><li>・各小中学校の4月の学校だよりに就学援助制度に</li><li>・転入時に配付される市の冊子に制度について掲載・窓口にチラシを設置。</li><li>・福祉部署発行の冊子に就学援助制度について掲載</li></ul>	ŧ.		0					0	・前年度認定者へ各学校から申請書は配付する。 ・それ以外の希望者には、各学校及び教育委員会から申請書を配付する。
埼玉県	新座市	埼玉県新座市教育委員会学校教 育部学務課 (0	048-477-6869(直通)	gakumu@city.niiza.lg.jp	http://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/49/syugakuennjyo.html		0	0	0_		0_	0			各学校のホームページに「就学援助制度」として市の リンクを掲載	の該当ページへ	_		_				0_	市ホームページからダウンロード可能
			048-786-3211	gakumu@city.okegawa.lg,jp	http://www.city.okegawa.lg.jp		0	0	0 (	0		0		0	2学期始めに、全家庭に就学援助制度の案内を配信	thute. O		0						
埼玉県	久喜市	学務課 (	0480-85-1111	gakumu@city.kuki.lg.jp	http://www.kuki.city.lg.jp	Facebook,twitter,LINE	0	0		0	0	0				0								
		北本市教育委員会学校教育課(		a04500@city.kitamoto.lg.jp	http://www.city.kitamoto.saitama.jp		0	0			0	0		0	「保護者向け入学説明会」時に制度についての案内	9通知を配布 O							0	広報誌による制度案内後、教育委員会で希望者に申請書を配布
	八潮市			kyoikusomu@city.yashio.lg.jp	https://www.city.yashio.lg.jp		0	0		0	0	0				0								
	富士見市		049-251-2711	kyouiku@city.fujimi.saitama,jp gakumu@city.misato.lg,jp	http://www.city.fujimi.saitama,jp http://www.city.misato.lg,jp/		0	0		0	0	0		0	事務担当者向け説明会を実施	0		0					0	教育委員会が学校を通じて全児童生徒もしくは保護者に申請書を 配付
			048-768-3111	kodomo@city.hasuda.lg.jp	https://www.city.hasuda.saitama.jp/		0		0	0	0							c	)					
		坂戸市教育委員会 学校教育課 (	049-283-1718		http://www.city.sakado.lg.jp/		0	0		0	0	0		0	<ul><li>学校事務担当者向け説明会を実施。</li><li>転入時に就学援助制度の書類を配布。</li><li>関係する他課で就学援助制度の書類を配布。</li></ul>	0		0					0	年度末に就学援助全認定者に申請書を送付。

		O 就学援助制度問い合わせ先(D	<b>公報用)</b>						実施につい	τ													
							1. 就学援	援助制度の原	周知方法								2. 就学援	助制度の申	請書の配	布方法			
							(1)貴市四	区町村にお	ける就学援	助制度の周	問知方法						(1)貴市區	区町村におけ	ける就学援	助制度の明	申請書の配布方法		
									1	I	I	1		1	1					1			_
①報道店	②市町村																						
	(E) ([1 m] 17]	①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他(SNSなど)	7 #x			工. 入学	才. 毎年					(0)(1)でにつた」と提合 2の中空	ア. 各学 校で制度	イ. 各学 校で制度	ウ. 各学	工. 教育	オ、制度は カ、祭 行わず校に 中部 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	制度 等は キ. その	(0)(1)でもにつしょ 担合 ての中空
							ア. 教育 委員会の	イ. 自治 体の広報	ウ. 就学	時に学校 で就学援	度の進級 時に学校 で計学提	ガ. 合子 校に対し て制度な	キ. 教職 員向け説 明会を実 施	ク. 保護 者向け診	ケ. その 他(内容	(2)(1)でケにOをした場合、その内容	案内を配 付後、希	案内を配 付後、希	校で宝児 童生徒も - / ナセ	安貝芸で	行わず、 行わ 各学校で 教育	ず、 他(内容 委員 を2.(2	(2)(1)でキにOした場合、その内容
							イトに制度を掲載	誌等に制 度を記載	類に記載	助制度の書類を配	助制度の	書面で周	明会を実 施	明会を実 施	を1, (2) に記入)		望者に各学校から	望者に教 育委員会	護者に申請書を配	保護者に由語書を	希望者に 会で 対して申 者に	希望 に記入し 対し てくださ	•
										ার	付						甲請書を配布	から甲請書を配布	付	配付	請書を配 て甲 を配	請書 い。)	
該当団体	63	63	63	61	62	2	57	53	15	51	51	37	4	1	27	27	35	37	13	1	0 0	26	26
埼玉県	幸手市	幸手市教育委員会 学校教育課	0480-43-1111	gakko@city.satte.lg.jp	http://www.city.satte.lg.jp/ka/kyouiku- iinkai/gakkou/gakkou.htm		0	0		0	0	0							0				
埼玉坦	絶ヶ島市	教育委員会学校教育課	049-271-1111	10800020@city.teupugaehima.lg.ip	http://www.city.tsurugashima.lg.jp/											就学援助認定を受けた方に対し、12月に翌年度申請案内及び申請 書を郵送している						0	就学援助認定を受けた方に対し、12月に翌年度申請案内及び申請 書を郵送している
					ntqu/ / www.oity.cau uggamma.g.jp/											B C B A C C C C C C C C C C C C C C C C							<ul><li>・入学時に各学校から制度案内を配布。</li></ul>
埼玉県	日高市	日高市教育委員会 学校教育課	042-989-2111	Link@city.hidaka.lg.jp	https://www.city.hidaka.lg.jp		0	0	0	0		0										0	・進級時は教育委員会から学校を通して申請書を配付。
埼玉県	吉川市	教育総務課	048-984-3565	kyouikuisoumu@city.yoshikawa.lg,jp	http://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/25,420,155, b 815,html		0	0			0											0	申請書の配布はせず、教育委員会窓口に常備している。
埼玉県	ふじみ野市	学校教育課	049-220-2084	gakumu@city.fujimino.saitama,jp	http://www.city.fujimino.saitama.jp/		0	0		0	0				0	就学時健康診断時に就学援助制度の書類を配付し、説明			0			0	市ホームページでダウンロード可能
																・窓口での問い合わせ等に対し、パンフレット「就学援助のお知らせ」を配付している。							・既認定世帯に対し、更新時(進級時)に各学校から、制度案内の
		教育委員会学校教育部教育指導														・市発行の「子育で支援ガイドブック」に制度の案内を記載してい る。							パンフレットと併せて申請書を配布・窓口での問い合わせに対し、制度案内のパンフレットと併せて申
埼玉県	白岡市	課	0480-92-1111	kyouikushidou@city.shiraoka.lg.jp kyouikusoumu@town.saitama-	http://www.city.shiraoka.lg.jp		0	0		0	0	0			0	・「才」の配付は、既認定世帯に限定している。	0	0				0	請書を配布
埼玉県	伊奈町	伊奈町教育委員会 教育総務課	048-721-2111	ina.lg.jp	http://www.town.saitama-ina.lg.jp		0	0			0						0						
埼玉県	三芳町	学校教育課	049-258-0019	gakko@town.saitama-miyoshi.lg.jp	https://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/		0	0		0	0	0					0	0					
埼玉県	毛呂山町	毛呂山町教育委員会学校教育課	049-295-2112	kgakkou@town.moroyama.lg.jp	http://www.town.moroyama.saitama.jp/		0	0	0	0	0	0						0					
																							制度案内を配布後、希望者は教育委員会に直接申請(申請書は教
埼玉県		学務課 教育委員会事務局 教育総務担	049-292-3121	kyouiku1@town.ogose.saitama.jp ホームページ投稿フォームからの	http://www.town.ogose.saitama.jp/		0	0	0		0											0	育委員会で配付)
埼玉県		<u>当</u>	0493-56-6907(直通)	<del>ル</del>	http://www.town.namegawa.saitama.jp			0		0	0								0				
		教育総務課	0493-62-0823	kyouiku01@town.ranzan.saitama,jp ogawa116@town.saitama-	http://www.town.ranzan.saitama.jp		0	0		0	0								0				
		学校教育課	0493-72-1221	ogawa.lg,jp	http://www.town.ogawa.saitama.jp/										0	町のホームページに記載			0				
埼玉県	川島町	教育総務課	049-299-1730	gakkou@town.kawajima.saitama.jp	http://www.town.kawajima.saitama,jp		0	0		0		0			0	5月に全児童生徒にリーフレットを配布	0	0				0	ホームページからダウンロード可能
核工用	士目町	教育総務課	0493-54-7807	info@town yoghir-i it i-	http://www.town.yoshimi.saitama.jp/section_kyouiku_syuuga											<ul><li>・入学説明会時に学校で就学援助制度の書類を配布</li><li>・翌年度の申請案内の書類を在籍する各家庭へ配布</li><li>・毎年度、制度を利用した保護者へ書類を配布</li></ul>							
			049-296-1227	info@town.yoshimi.saitama.jp	kuenjyo.html http://www.town.hatoyama.saitama.jp/kyouiku/tetuzuki/144 7296225269.html		0	0	0	0	0					「毎十戌、朝泉を刊用した休設有へ書類を配布							
			0493-65-1537	h320@town.hatoyama.lg.jp kyouiku@town.tokigawa.lg.jp	http://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id= 12238		0	0			0					制度の案内を入学通知書に同封						_	前年度認定者については、教育委員会から翌年度の申請書を配布
			0493-65-1537													PRICY 水ド16.ハナ塩 AP音に同封							即・一次のたけにフル・こは、教月安良本かり至千及の中語者を配布
			0494-25-0118		http://www.town.yokoze.saitama.jp/soshiki/kyouiku/soumu/					0						福祉部局で実施している5歳児のびのび相談時に保護者に周知	0						
			0494-62-4563	gakko@town.minano.saitama,jp	http://www.town.minano.saitama.jp										0	福祉部向で実施している5歳児のひのひ相談時に保護者に周知 入学説明会の際に、就学援助制度のチラシを配布し、保護者に説 問							
				куоткиесоwп.падасого.saitama.jp	http://www.town.nagatoro.saitama,jp/											73							
埼玉県	小鹿野町	学校教育課	0494-79-1201	gakko@town.ogano.lg.jp			-			0	0	0					0						
		*****														・各学校で開催する入学説明会において、就学援助制度の書類を 配布する。						_	MATERIAL MERCHANISMA LANCETT
		美里町 教育委員会事務局 学	0493-82-1230		http://www.vill.higashichichibu.saitama.jp http://www.town.saitama-		O	O		0					0	・民生委員を通じて周知を図る。		0				0	教育委員会で、前年度該当保護者へ申請書を配布する。
	美里町		0495-76-0204	gakumu@town.saitama-	misato.lg.jp/life/educate/s_enjo.html http://www.town.kamikawa.saitama.jp/kosodate-		0	0		0		0					0	0					
埼玉県		学務課 上里町教育委員会 学校教育課	0495-77-2312	kamikawa.lg.jp	kyouiku/sho-chugakko/1078.html		0	0		0								0					
埼玉県			0495-35-1246	gakkou@town.kamisato.lg,jp	http://www.town.kamisato.saitama.jp		0	0		0	0	1_					0	0					
		寄居町教育委員会 教育総務課			http://www.town.yorii.saitama.jp		0	0		0	0	0					0	0					
			0480-34-1111		http://www.town.miyashiro.lg,jp/		0	0		0	0	0					<u> </u>	0					
			0480-33-1111	gakkokyoiku@town.sugito.lg,jp	http://www.town.sugito.lg.jp/		0	0		0	0						0	0					
埼玉県	松伏町	松伏町教育委員会 教育総務課	048-991-1807	kyosomu@town.matsubushi.lg.jp	http://www.town.matsubushi.lg.jp/		0	0	1	0	0	1						0					

		11 平成	29年度	<b>手安保護</b>	認定基準																					(3)(1)でツ	/にOをした			
		(1)平成	29年度	こおける	準要保護	認定基準	<b>#</b>														(2	2)(1)で 数(倍	ソ, タ又は 率), 基準	チに〇をし 根拠及びE	安額	場合、市町村最低限度額	付民税課税 に掛ける係			
道府!(②)	<b>本町</b> 牡	ア. 生法 に接送づの 保連よ廃 た止	町村民 税の非	町村民	₹  年金1	果 健康の 険温	長保 芸術 大当給 大当給 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	養手 の支	者が職 業安定	会費, 当 級費等 の学校	を 税の減 免	資産税	税 納総食等者品用	をのける。 の状を服い の状を服い の状を の状を の状を の状を の状を の状を の状を の状を	理 者の よる 業が 安定 生活	職 福祉に 金貸付 で状悪 認め	:資 (保護 ) (よ ) (よ ) (よ ) (よ ) (よ ) (よ ) (よ ) (	の額定数た生態準一係掛の保基にのをも活の保証の保証を	) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	割又は 均等割 課税限 低額に 変の係		数(倍	基準	根拠	- 目安額	数(倍率)及		(4)(1)でテにOをした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援
													中で 年 本 で の 態 で の 態 で の 態 で の 影 る る も も も も も も も も も も も も も	者護 注活極い いら			わるる 動的 要件:	上自 照して	: 一定の 係数を が 掛けたも の	たもの			果税所得等 )分類	基準額の時期		床蚁(恒 <i>牛)</i>	額)			
体 3 63	3	48	46	42	42	41	50		20	15	37	38	17	16	25	29	28	19	13	1 11	60	6	0	60	60	1	1	11	36	63
																												・火災、風水害の罹災により学用品、通学用品等に不自由している者		
į żi	いたま市	0	0	0	0	0	0		0		0	0				0		0		0	1.2		果税所得	その他	366			・特別な事由により、教育的配慮として就学援助を必要とすると校長が認めた者 ・失業、転職等により家計が急変した者	基準額の時期は平成25年4月1日の生活保護基準	15%未満
JII	越市	0	0	0	0	0	0				0	0		0		0	0	-			1.3		8所得(税 日き前)	その他	387				【基準額の時期】平成25年4月の生活保護基準額を使用している。	20%未満
																													【課税所得等の分類】総所得金額から、所得控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料) を引いた額	
熊			0			+	0		0	0			0	0	0		0	+			1		その他	その他	270				【基準額の時期】平成24年12月末現在の生活保護基準を使用	15%未満
Ш	口市			+		+								+	+		0	+			1.3	8 90	果税所得	その他	386				基準根拠(基準額の時期)は4年前の年度(平成25年4月)の生活保護基準額	20%未満
行	田市	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0				0	0	1.3	8 8	果税所得	その他	360			他の基準の場合で、病気又は災害等の理由で学用品等の経費負担が困難と認められるの	も 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
秩	· 父市	0	0			+	0										0				1.3	3 8	果税所得	3年前の 年度	304					15%未満
所	沢市					+									+		0	-			1.3	8 8	果税所得	前年度	335					20%未満
飯	能市	0	0	0	0	0	0				0	0					0				1.3	3 8	果税所得	その他	227				【基準額の時期】平成24年12月末現在の生活保護基準を使用している	15%未満
加	須市																	0			1.3	8 8	果税所得	その他	299				【基準額の時期】平成25年4月の生活保護基準額を参照して額を定めている。	15%未満
本	庄市	0	0				0				-						0				1.2	9 8	果税所得	その他	285				【基準額の時期】平成25年4月	15%未満
東	松山市																0				1.3		果税所得		316			・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配	俱	20%未満
春	日部市	0		0	0	0	0				0	0				0		0		0	1.3		8所得(税 日き前)	3年前の 年度	330			者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 ・学校長の意見により援助が必要であると認められる者		20%未満
狭	市山	0	0	0	0	0	0				0	0				0		0			1.3	8 8	果税所得	その他	292				【基準額の時期】平成24年12月	15%未満
羽:	生市	0	0	0	0	0	0				-	0					0				1.5	5 8	果税所得	3年前の 年度 3年前の	350					15%未満
鴻	巣市	0	0	0	0	0	0				0	0				0	0				1.3	3 4	その他	年度	316				【課税所得等の分類】総所得額	10%未満
深	谷市	0					0												0		1.3	3 8	果税所得		313				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額・「課稅所得等の分類」は、世帯総所得金額を用いる。	15%未満
	:尾市 加市	0	0	0	0	0	0				0	0				0		0			1.3		その他 果税所得	3年前の 年度 前年度	309				・前年度または今年度において「II(1)ア〜カ、ケ、コ、セ」のいずれかに該当する場合、生活保護基準に掛ける係数を1.5倍とする。	15%未満
	数谷市	U																0			1.3		果税所得		334				【基準額の時期】基準額は、本市においては前年12月末日現在のものを使用することとなっていますが、平成29年度については平成25年8月の「生活扶助基準の見直し」の影響が出ないように、引き下げ前の平成24年12月末日現在の基準を使用しています。	
蕨	市																0				1.3	3 8	果税所得	前年度	338				目安額について:住居が持ち家であれば338万円、賃貸であれば家賃額が上限の場合412 万円	15%未満
戸	田市	0					0					_	_		$\perp$		$\perp$		0		1.3	8 8	果税所得	その他	370				【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満
	nn-t-																											・保護者が失業したため、現在の所得状況が昨年と著しく相違し、経済的に困難な状況にる者	, and a second s	4 FW 95 755
	間市	0	0	0	0	0	0		0		0	0					0				1.3		果税所得 果税所得	<b>削年度</b> その他	340			・その他、教育長が特に援助を必要と認める者	【基準額の時期】平成25年度4月を採用している。(4年前の年度)	15%未満
	木市		0															0			1.3		果税所得						【基準額の時期】平成20十度・万を採用している。(4十前の十度) 【基準額の時期】平成25年度初日の生活保護基準額を参照	15%未満
和	光市	0	0	0	0	0	0				0	0		+	+	0	+	0			1.3	8 8	果税所得	その他	414				【基準額の時期】平成25年4月の生活保護基準額を参照して額を定めている。	10%未満
新	座市					$\perp$								$\perp$	$\perp$		$\perp$	0			1.3	3   1	その他	当該年度					【課税所得等の分類】「所得・(非)課税証明書」に記載されている「合計所得金額」欄を基準 としている。	15%未満
桶	训市	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	_			1	920	果税所得	3年前の 年度	316					10%未満
久	喜市	0	0	0	0	0	0				0	0		+	+	0	0	-			1.3	8 8	果税所得	その他	299				【基準額の時期】平成25年4月の生活保護基準額を使用	15%未満
	本市	0	0	0	0	0	0		0		0	0		+	+	0	0			0	1.3		果税所得	3年前の				要件ク、サ、シ、スについては、直接の認定要件とせず、要件ソを満たしたうえで認定		10%未満
	潮市	0	0	0	0	0	0				0	0	0	+	0		0	-			1.3	8 8	果税所得 ⊗所得(税 引き前)	年度	335					15%未満
	郷市	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0			0		0	1.3	3   5	(1き前)	その他	331	1.3	223		【基準額の時期】平成25年8月以前の生活保護基準額を使用	20%未満
蓮	田市	0	0	0	0	0	0							+	+		+	0			1.5	98	果税所得	前年度	350					15%未満
	戸市			_								_											その他	その他					[課税所得等の分類]総所得金額から所得控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料)を 引いた額 【基準額の時期]特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満

		п	平成29年原	度準要保証	獲認定基	準																								
		(1)	平成29年	度における	5準要保	護認定基															(2)(1	)でソ. タ又に	よチに〇を 性根拠及で	した場合。 が目安額	係場合、市	)でツに〇を 市町村民税! 度額に掛け	課税			
		保護保護	法が税の課税	民 町村 税の	民 年金	は保険保	康保法の	夫養手 当の支 哈	者が職 業安定 所登録	会費, 与	学 の事業 税の減 免	資産税	納付金の納付の状態や、昼	り 的な理 由によ 欠席日	者の職	福祉資 金による	保護の 基準額 に一定	呆護の 支 基準額 育 こ一定 奨	接教 町村 京就学 税( 養励費 割)	所得しては	D	基準	<b>準根拠</b>		数(倍率	<b>を)及び目安</b>	(額)			
①都道用	钥②市町ᡮ	村には止	ま 廃			ま	たは 収の		働者	MYT の減行ない。 が行れて いる者			度等者品用不て等者状めとれ、他悪学通品自いでの態で認る、 いまのりでの態で認る いまり	いる	・ 生活状 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		を掛けた おの保護準 変自 かめいに	を掛けた もの保基準 もの保基準 を が が は に は に は に は と の に は に と の に と の に に り に り に り に り に り に り に り に り る し る し る り る り る り る り る り る り る り る	の電測用護額定数たり課低額定数たもり課低額定数たのをたもりません。	議 度 :一 )係 :掛け	係数(信率)	計 課税所得等 の分類	亭 基準額 時期	目安報 (年額	額(係数(信	音率)目安	額(年	(4)(1)でテにOをした場合、その他の基準の内容	(5) その他	就学援助率
該当団体	<b>k</b> ≇63	48	46	42	42	41	5	50	20	15	37	38	17	16	25	29	28	19 13	3 1	11	60	60	60	60	1	1		11	36	63
奇玉県		0	0	0	0	0		<u> </u>	0	0	0	0			20	0	20	2	,	0	1.2	課税所得			-	·		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		20%未満
	幸手市 鶴ヶ島市	ī O	0	0	0	0			0	0	0	0		0		0				0	12	課税所得							【基準額の時期】平成24年12月	15%未満
		, 0						<i></i>													1.3							・火音を交けた有寺付別の事情のの句名	【基準銀の時期】十四24年12月	
	日高市 吉川市	0	0	0	0	0		0			0	0			0		0				1.3	課税所得	での他						【基準額の時期】平成24年度基準 【課款所得等の分類1生計を一にする世帯全員の前年の総所得金額、退職所得金額及び山 林所得金額の含計額から都道麻県民投及び市町村民税の課税に当たって所得控除された 社会保険料、生命保険料及び損害保険料の額を控除した額に12分の1を乗じて得た額(小 数点未満切り捨て)が生活保護法に基づく前年度生活保護基準額により次のとおり算定した 額以下である者 [生活扶助(第1類、第2類)・料末一時扶助十教育扶助基準(基準額・学校教育額)・仕宅 扶助(国産基準)・時得者加算1×13	
奇玉県		市の	0	0	0	0	(	)								0	0			0	1,3	総所得(税 引き前)						失業中等	基準額の時期:平成25年度4月時点	15%未満
奇玉県		0	0	0	0	0	(	0			0	0				0	0	C	)		1.3	課税所得 総所得(税 引き前)							[基準額の時期]特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
<b>本工旧</b>	三芳町																				12	課税所得	前午唐	225					【係数(倍率)】児童扶養手当の受給者については係数(倍率)1.50倍	15%未満
玉県		it O	0	0	0	0		2	0	0	0	0	0	0	0	0		0	)		1.3	課税所得								15%未満
				Ĭ	Ĭ	Ĭ					Ĭ			Ĭ																
玉県		0	0	0	0	0		)	0	0	0	0	0	0	0	0		)			1.3	課税所得								15%未満
玉県										-	+							O	)		1.3	課税所得							[基準額の時期]特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
玉県		0	0	0	0	0		)	0	0	0	0	0	0	0	0		)			1.3	課税所得							【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
· 玉県		0	0	0	0	0	(	)	0	0	0	0	0	0	0	0		5	,		1.3	課税所得 総所得(税 引き前)						(1) 事故や災害により、家屋等が滅失又は甚大な被害を受けた時	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	20%未満 15%未満
玉県	吉見町	0	0	0	0	0	(	)			0	0			0	1		0		0	1.3	課税所得	前年度	310				<ul><li>(2) 保護者の死亡、病気や障害により、所得が著しく減少したとき</li><li>(3) 解雇等により、所得が著しく減少したとき</li></ul>	[基準額の時期]特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
玉県	鳩山町	0	0	0	0	0	(	)	0		0	0			0	0	0		$\perp$		1.3	課税所得	当該年	度 385						15%未満
玉県	ときがわ	et O	0	0	0	0	(	)	0	0	0	0	0	0	0	0	0				1.3	課税所得	前々年	度 301						20%未満
玉県	横瀬町	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0											$\dashv$			15%未満
	皆野町		0	0	0	0		)							0			0	)	0	1.3	課税所得総所得(税	:					その他教育委員会が特に給付する必要があると認める場合	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
	長瀞町		0	0	0	0		)		0	0	0	0	0	0		0				1.5	引き前)	前々年	度 383						10%未満
玉県	小鹿野町	ļī	0	0	0		(	)								0		+					+							10%未満
玉県	東秩父村	i 0	0	0	0	0	(	)	0	0	0	0	0	0	0	0		o			1.3	課税所得	前年度	302						10%未満
玉県	美里町	0	0	0	0	0	(	)		-	0	0			0	0		0		0	1.5	課税所得	前年度	347				ひとり親家庭等医療費受給者	[基準額の時期]特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	10%未満
	神川町		0	0	0	0	(	)	0		0	0			0	0		0			1.3	課税所得							【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額	15%未満
	上里町		0				(	)							0	1	0		_		1.3	課税所得総所得(税	:							15%未満
	寄居町		0	0	0	0	(	)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		_		1.3	引き前)	前年度							15%未満
	宮代町		0	0	0	0	(	)			0	0							_	-	1.3	課税所得	前年度 3年前0	326 D		-				15%未満
	杉戸町		0	0	0	0		0		+	0	0				0	0	-	-	-	1.3	課税所得				-	$\dashv$			15%未満
玉県	松伏町															1	0				1.3	課税所得	その他	316					【基準額の時期】生活保護基準額は、平成25年8月以前のものとしている。	20%未満

	-	平成29年度準要 . 小学校の就学援B			年間   大名	合金百)																														
		. 小字校の就字接 1)項目毎の援助額		一人当たり	/牛间文彩	日 報刊 /																														(2)補足事項 (1)でその他にOをした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項
		□ № ∨ 7 及卯 蝕	`																																	マップ・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・マン・
					学用品套	ŧ.	1		1				新入:	学児童生徒:	学用品費等								通学費								修学旅行3	<b>費</b>				
9/②市町	有実	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給平均額	現物支統	合 上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 - 平均額	一定 <i>0</i> 金額	うくその他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	
63	1	1	0	7	8	7	56	56	0	1	1	0	3	3	3	60	59	0	8	8	0	2 2	2 2	2 1	0	0	30	30	0	31	31	31	2 1	1	1	37
さいたま							0	11,420								0	40,600	+	0	23,150						+	0	21,490 18,000								通学費・修学旅行費は、H29予算単価で計上
川越市								11,420									40,600			0								18,000								支給平均額:28年度予算に計上した単価(通学費は27年度の実績値だが実績なし)
熊谷市				0	13,650	13,650										0	40,600										0	21,000								・支給平均額についてはH29予算計上単価。 ・通学用品費:学用品費に含まれる
川口市							0	11,100								0	19,900	-	0	27,244		-				+	0	18,740			1					平成28年度の実績額で回答。
行田市							0	11,420								0	40,600	1								$\perp$				0	21,490	21,151				支給平均額は平成28年度実績による。
秩父市							0	11,420								0	40,600	1								-	0	20,000			1					支給平均額は平成29年度予算に計上した単価を記入。(0円は予算計上なし)
所沢市							0	15,220								0	40,600										0	19,876								・学用品費・通学用品費・校外活動費(泊を伴わないもの)については、3費目あたり 1年生 1 (1,181円*10ヶ月、1,180円*1ヶ月、2~6年生 15,220円(1,384円*10ヶ月、1,380円*1ヶ月)を支・修学旅行費は、平成28年度の実績額
																																				・学用品費支給年額(一定額)1年生:12,990円 2~6年生15,220円 ・通学用品費及び校外活動費(宿泊なし)については、学用品費(合む
飯能市							0	15,220								0	40,600													0	21,490					<ul> <li>通学用品費及び校外活動費(宿泊なし)については、学用品費に含む</li> <li>・支給平均額は平成28年度の実績により記入</li> <li>・学用品費と通学用品費を併せて支給しているため、上限額・平均支給額を学用品費に合算</li> </ul>
加須市本庄市				0	13,650	13,521	0	11,420					0	40,600	20,470		40,600											21,000		0	21,490	21,391				<ul><li>・学用品費と通学用品費を併せて支給しているため、上限額・平均支給額を学用品費に合算 支給平均額は平成29年度予算に計上した単価を記入。</li></ul>
不上山								11,420									40,000											21,000								入記(つかは)のたいでは、デチトロニンリン・一直においる
東松山	市						0	11,420								0	40,600													0	21,490	21,490				支給平均額は平成29年度予算計上時の単価を記入。
春日部	市			0	11,420	11,420							0	40,600	40,600												0	21,000								
狭山市							0	11,420								0	40,600									-	0	21,490								学用品費2~6年生15,220円、1年生12,990円(2~6年生の85%)
羽生市							0	11,420								0	40,600										0	21,056		0	21,490	21,490				4月以降に追加認定を行った場合、学用品費は月割で計算。 修学旅行費(6年)は28年度実績による
深谷市							0	9,140								0	32,480		0	16,320								21,000		0	21,490	17 200				7 381132 (0 1 / 100.0 1 (2) (2) (3)
2K E 17								5,115								Ĭ	52,100			10,020										Ĭ	21,100	17,200				
上尾市							0	11,420								0	20,470	-									0	19,235								・支給平均額及び一定額は平成28年度の実績による。
草加市							0	15,200								0	40,600										0	18,000								- 学用品費・・・1年生は、12.970円
越谷市							0	11,420								0	40,600													0	21,490	19 972				・平均支給額は平成28年度の実績額より記入。
								11,420									40,600											21,490								・学用品費・通学用品費として一定額を支給している(1年11,420円、その他13,650円)・実費とする費目については、H29予算単値を記入
蕨市																																				・美貨と9 の賢日に しいては、FLC9下昇平面を約入 ・通学費・・・実績なし ・修学旅行費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
戸田市							0	11,420								0	40,600		0	0							0	21,266								・修学旅行費・・・H28年度実績額
入間市							0	11,420								0	40,600	-									0	20,000			-					
朝霞市							0	11,420								0	40,600	-	0	0							0	20,626			-					通学費について、支給費目にあるが、平成28年度は支給実績がない
志木市							0	11,420								0	40,600										0	22,000								「支給平均額」は、平成29年度予算計上単価を記入
和光市								11,420									40,600											20,000								・平成29年度予算計上した単価を入力 ・対象とする学年の定めのあるものや学年により金額が異なることがある
								11,420									40,000											20,000								・ 対象とするナキの走ののあるものでナキにより重視が美々ることがのる
新座市							0	11,420								0	40,600		0	21,000							0	19,024								「支給平均額」は、28年度実績額により記入
桶川市 久喜市							0	11,420								0	40,600											20,000		0	21,490	21,490				
北本市							0	11,420								0	40,600										0	21,190								
八潮市							0	11,420								0	20,470	-								+		+		0	21,190	20,382				
富士見							0	11,420								0	40,600	1				+				+		00.5:-		0	21,190	21,190				十級可能統計可達の存储的はペートで
三郷市							0	11,420								0	40,600 20,470										0	30,519		0	21,490	21,490				- 支給平均額は平成28年度実績額である。
							ľ										1															1				・執行見込額による記入が困難なため、予算に計上した単価を記入。 ・修学旅行費はかかった費用の一部を支給。1人当たりの単価21、139円で予算を積算。

	Ⅲ 平成29年	F度準要保	護就学援助	]額																																		
	1. 小学校の家	就学援助額	の単価(一	人当たり年	F間支給額	頁)																																
	(1)項目毎の	援助額																																				(2)補足事項 (1)でその他にOをした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事
				4	学用品費								新	入学児童生徒	学用品費	等								通学費	t								修学旅行	費				
道府 (②市町村																																						
	実費 支線	給 現	物支給 上	限額・上	:限の	支給	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給	現物	支給 上限	上限の 金額	支給	- 一定名	「一定 便 金額	の そ	D他 実	費	支給 平均額	現物支給	合 上限額	上限の	支給平均額	一定額	一定の	その他	実費	支給	現物支給	上限額	上限の金額	支給	一定額	一定の 金額	その他	
	1+3	均額		3	Z 伯共	十岁酸		亚缺			十均銀			亚鲵	1 + 13 6		亚银				十均銀			亚银	十均銀		重假			十均銀			並供	十段銀		亚酚		
															1									1						1			1	1				
体	1 1	0	7	8			56	56	0	1	1	0	3	3	3	60	59	0	8		8	0	2	2	2	1	0	0	30	30	0	31	31	31	2	1	1	37
秦 幸手市			0	1	1,420	11,420										0	40,60	0					0	39,290	0							0	21,490	21,490				通学費に関しては、H28・29ともに対象児童がいないため、実績なし。
₹ 鶴ヶ島市							0	11,420									40,60																21.400	21,490				
							0																															
県 日高市							0	11,420								0	40,60	0															21,490	20,771				
<b>.</b> ++							0	11 400									40.00													01 400								
吉川市 ふじみ野市							0	11,420								0	40,60												0	21,490								平成28年度の実績額
																																						177-1 100-7710400
ウ岡本					1,420	10025											40,60													20,444								- 平均支給額は、28年度の実績をもとに算出した。 ・医療費については、28年度の実績はなし。 ・災害共済掛金については、認定世帯からは徴収しないものとする。
白岡市					1,420	10,033	0	11,420								0	40,60													20,444					0	21,490		一次自六州田並については、8000年世市からは東京のはないものとする。 H28年度実績額で計算
							_																							20,137								・通学費は支給なし。(支給対象外) ・修学旅行は28年度の実績額。
三芳町 毛呂山町							0	11,420								0	20,47													20,137		0	21.490	20,789				* 等子旅行は48年度の夫権額。
越生町							0	11,420								0	40,60															0		17,678				支給平均額は、平成28年度実績
滑川町 嵐山町							0	11,420								0	20,47															0		19,583				
(小川町							0	11,420								0	40,60															0		21,490				
! 川島町							0	11,420								0	40,60	0														0	21,490	21,490				
吉見町			0	1	1,420								0	40,600	19,226									+		-						0		20,195				・支給平均額は、平成28年度の実績額により記入
鳩山町							0	11,420								0	40,60															0		21,490				・支給平均額は平成29年度予算に計上した単価
ときがわ町							0	11,420								0	40,60															0		19,475				支給平均額は、平成28年度実績で記入
横瀬町	0 44						0	11,420									40,60	•												0.400		0	21,490	21,490				
皆野町 長瀞町	0 11,	,420					_	11,420		0	40,600						40,60												0	21,490			01.400	21,490				通学費、平成28年度支給実績なし
							0									0				,	U											0						
小鹿野町				+			0	11,420	+					+		0	40,60	0					0	39,290	0							0	21,490	12,773				・28年度の実績額の支給平均額 ・通学費は実績なし
東秩父村							0	11,420								0	40,60	0														0	21,490	21,490				
美里町							0	11,420								o	40,60												0	21,702				1				平均支給額は28年度の実績額
神川町							0	11,420								0	40,60												0	21,533								
<b>上里町</b>							0	11,420								0	40,60												0	21,107								
寄居町							0	11,420								0	40,60															0	21,490	21,490				
宮代町							0	11,420								0	40,60															0		21,490				
杉戸町							0	11,420								o	20,47	0						$\perp$								0	21,490	21,490				
松伏町						_		11,420									40,60	,   -															21 400	21,490				

			校の就学援!    毎の援助額		価(一人当	たり年間ま	を給額)																														(2) 補足事項 (1) でその他に〇をした場合、費目毎の援助額の内容
				,	"	学用品套	ŧ							新入学.	児童生徒学	学用品費等							通.	学費							修学	旅行費					
①都道	府県②市田	村																																			
		実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給 平均額	一定額	一定の その	)他 実費	支給 平均額	現物	1支給 上限	担 上版 金額	の 支給 平均	額	≧額 金	・定の その他 身	支費 支平	支給 平均額 現	見物支給 上	限額 上原	夏の 支	給 均額	一定額	一定の 金額	その他	
該当団	体 3 63	1	1	0	7	7	7	56	55	0	1	1	0	3	3	3	60 5	i9 0	8	8	0	2	2	2	1	0	0 3	30	0 0	32	32	32	1	C	0	1	37
埼玉県	さいた	ま市						0	22,320								0 4	7,400	0	39,860								) 6:	3,000								通学費・修学旅行費は、H29予算単価で計上
	川越市							0	22,320									7,400	0	38,500							C		7,000								・支給平均額:28年度予算に計上した単価(通学費は27年度の実績値)
																																					ナ約江か称 ニロンブ は100 マ 祭乳 L 単圧
埼玉県	熊谷市	i			0	24,550	24,550										0 4	7,400				-	-				c	) 60	0,000								・支給平均額についてはH29予算計上単価。 ・通学用品費: 学用品費に含まれる
埼玉県	川미큐	ī						0	21,708								0 2	2,900	0	49,676								) 60	0,737								・平成28年度の実績額で回答。
埼玉県	行田市	i						0	22,320								0 1	3,550										_		0	57,	590 57	,590				・支給平均額は平成28年度実績による。
埼玉県	秩父市	ī						0	22,320								0 4	7,400										) 64	4,000								・支給平均額は平成29年度予算に計上した単価を記入。
林工用	所沢市								26,820									7,400										.	0,959								- 学用品費・通学用品費・校外活動費については、3費目あたり 1年生 24,590円(2,236円*10ヶ月、2,230円)2~3年生 28,220円(2,439円*10ヶ月、2,430円)を支給する。 ・ 参学旅行費は平成28年度の実績額
均工乐	וואנות								20,020									7,400										, 50	0,959								
埼玉県	飯能市	i						0	26,820								0 4	7,400												0	57,	590 57	,590				- 学用品費支給年額(一定額)1年生:24,590円 2-3年生28,820円 - 通学用品費及び校外活動費(宿泊なし)については、学用品費に含む
埼玉県	加須市	i			0	22,320	22,944							0	47,400	23,550						-	-							0	57,	590 50	,383				・通学用品を学用品費と併せて計上
埼玉県	本庄市	i						0	22,320								0 4	7,400										62	2,000								支給平均額は平成29年度予算に計上した単価を記入。
埼玉県	東松山	市						0	22,320								0 4	7,400												0	57,	590 57	,590				支給平均額は平成29年度予算計上時の単価を記入。
44 - 10	± *														47,400	47.400																					
	春日音 狭山市				0	22,320	22,320	0	22,320						47,400	47,400	0 4	7,400											7,590								学用品費2~3年生26.820円、1年生24.590円(2~3年生の92%)
	羽生市							0	22,320									7,400												0	57,	590 57	,590				- 4月以降に追加認定を行った場合、学用品費は月割で計算。
埼玉県	鴻巣市	i						0	22,320								0 4	7,400									C	) 58	8,502								修学旅行費(3年)
埼玉県	深谷市	i						0	17,860								0 :	7,920	0	0										0	57,	90 46	,080,				・中学校については、通学費支払対象者なし
埼玉県	上尾市	i						0	22,320								0 2	3,550										) 48	8,215								・支給平均額及び一定額は平成28年度の実績による。
埼玉県	草加市	i						0	26,790								0 4	7,400										55	5,000								- 学用品費・・・1年生は、12.970円
埼玉県	越谷市	i						0	22,320								0 4	7,400												0	57,	i90 55	,898				・平均支給額は平成28年度の実績額より記入。
								0	22,320									7.400											7,590								- 学用品費・通学用品費として一定額を支給している(1年22.320円、その他24.550円) - 実費、上限額とする費目については、H29予算単価を記入
	蕨市																																				
埼玉県	戸田市	i						0	22,320								0 4	7,400	0	30,000		+	+			-		65	5,067		_						修学旅行費・・・H28年度実績額
埼玉県	入間市	ī						0	22,320								0 4	7,400										58	8,000								
埼玉県	朝霞市	i						0	22,320							1	0 4	7,400	0	0							c	59	9,043								・通学費について、支給費目にあるが、平成28年度は準要保護生徒に支給実績がない。
埼玉県	志木市	i						0	22,320								0 4	7,400				_	+			-		58	8,000		_		-				「支給平均額」は、平成29年度予算計上単価を記入
																																					・平成29年度予算計上した単価を入力
埼玉県	和光市	i						0	22,320							1	0 4	7,400				-	+			-		55	5,000		-		-				- 平成29年度予算計上した単価を入力 - 対象とする学年の定めのあるものや学年により金額が異なることがある
埼玉県	新座市	i						0	22,320								0 4	7,400	0	58,180			$\perp$				c	54	4,828								「支給平均額」は、28年度実績額により記入
	桶川市			-				0	22,320				1			1	0 4	7,400			-	+	_			_		) 60	0,000		_						
	久喜市							0	22,320							1	0 4	7,400			-	+	+			+			1505	0	57,	590 57	,590				
	北本市八潮市							0	22,320								0	7,400				$\vdash$	+					5	7,500		57	290 51	593				
	富士見							0	22,320								o l	7,400												0		90 57					
	三郷市							0	22,320								0 4	7,400										52	2,141				$\Box$				・支給平均額は平成28年度実績額である。
埼玉県	蓮田市	i						0	22,320							1	0	3,550				_	+			_				0	57,	590 57	,590				
埼玉県	坂戸市	i			0	22,320	22,320										0 4	7,400																		0	・執行見込額による記入が困難なため、予算に計上した単価を記入。 ・修学旅行費はかかった費用の一部を支給。1人当たりの単価47.858円で予算を積算。

_																																						
		をの就学援助 毎の援助額	]の額の!	単価(一人	当たり年	間支給額	i)																															(2)補足事項 (1)でその他に〇をした場合、費目毎の援助額の内容
-					学用	品費								新入学	見童生徒学	用品費等								通学費								f	<b>修学旅行費</b>	t				
舟(②市町村																																						
	実費	支給 平均額	現物支約	合 上限額	上限	カ 支 シ 平 5	合 _ 匀額 _	-定額 🚽	−定の 金額	その他	実費	支給 平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の 金額	支給平均額	一定額	一定の 金額	その他	実費	, 支給 平均額	現物支給」	上限額	上限の 金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
																! ! !																						
本	1	1	0	7	7	7	5	6 5	5	0	1	1	0	3	3	3	60	59	0	8	8	0	2	2	2	1	0	0	30	30	0 3	32	32	32	1 0	) 1	ı	37
幸手市				0	22.32	0 22,3	320										0	47,400					0	79,410	0									57,590				通学費に関しては、H28・29ともに対象生徒がいないため、実績なし。
																							Ĭ															272.200
**. **																	0	47.400																				
鶴ヶ島市									2,320								0	47,400															57,590					
日高市						+		2	2,320								0	47,400														0	57,590	55,324				
吉川市							C	) 2	2,320								0	47,400											0	57,590								
ふじみ野市							C	) 2	2,320								0	47,400											0	52,826								平成28年度の実績額
白岡市				0	22.32	0 20,9	935										0	47,400											0	58,909								・平均支給額は、28年度の実績をもとに算出した。
伊奈町							c	) 2	2,320								0	47,400														0 !	57,590	50,450				H28年度実績額で計算
																																						- 通学費は支給なし。(支給対象外) - 修学旅行は28年度の実績額。
三芳町									2,320								0	23,550											0	51,133		_						- 修学旅行は28年度の実績額。
毛呂山町							C	) 2	2,320								0	47,400														0	57,590	53,838				
越生町							C	) 2	2,320								0	47,400													(	0	57,590	48,736				支給平均額は、平成28年度実績
滑川町							C	) 2	2,320								0	47,400														0	57,590	41,515				
嵐山町							C	) 2	2,320								0	23,550														0	57,590	57,590				
小川町							C	) 2	2,320								0	47,400														0	57,590	55,084				
川島町							C	) 2	2,320								0	47,400														0	57,590	57,590				
																																_						
吉見町				0	22,32	0 17,5	000	,	2 220					0	47,400	19,300		47 400															57,590					- 支給平均額は、平成28年度の実績額により記入
鳩山町 ときがわ町						$\top$			2,320								0	47,400 47,400															57,590 57,590					- 支給平均額は平成29年度予算に計上した単価 - 支給平均額は、平成28年度実績で記入
横瀬町									2,320								0	47,400															57,590					ス和 I のDB(か、丁族40年度天積(配入
皆野町	0	22,320						_	2,020		0	47,400					Ĭ	77,400											0	57,590			J,000	27,030				
長瀞町							c	) 2	2,320								0	47,400		0	34,440											0 !	57,590	57,590				
																								70 ***														- 28年度の実績額の支給平均額 - 通学費は実績なし
小鹿野町							(	2	2,320								0	47,400					0	79,410	U							0	57,590	07,590				・ 週子資は失頼なし
東秩父村							c	)  2	2,320								0	47,400														0	57,590	57,590				
美里町									2,320								0	47,400											0	61,363								平均支給額は28年度の実績額
神川町							C		2,320								0	47,400												62,600								
上里町							C		2,320								0	47,400												63,924								
寄居町							c		2,320								0	47,400														0	57,590	57,590				
宮代町							c	) 2	2,320								0	47,400														0	57,590	57,590				
杉戸町							c	) 2	2,320								0	23,550														0	57,590	57,590				
松伏町							(		2,320								0	47,400															57,590					

		TT 7.0/			
		Ⅳ その他			
		通学用服:	等の学用品	等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組	自由記載欄
<b>⊕</b> ##* ## ##	(	マサー			
①都追肘!	②市町村	ア. 特に取組を	イ. 取組 を行って		
		取組を 行ってい ない(把 握してい ない)	いる(把 握してい	イに〇をした場合、その内容	
		ない)	6)		
該当団体	63	53	10	10	3
埼玉県	さいたま市	0			
埼玉県	川越市	0			
埼玉県	熊谷市	0			平成29年度から、「新入学児童生徒学用品費等」の支給時期を7月から5月に早めた。
埼玉県	川口市	0			
埼玉県	行田市	0			
埼玉県		0			
刈工米	ILV				
埼玉県	所沢市	0			
刘正水	1717/01/2				
埼玉県	飯能市	0			
埼玉県	加須市	0			
埼玉県			0	希望する生徒への制服や体育着、上履きのリサイクル	
利亚东	本正印			布主する工作:、OFFIRM 下降自己、工版COV/ソッコフル	
埼玉県	東松山市	0			
	春日部市	0			
埼玉県			0	制服のリサイクル、教科書購入伺い書の活用、宿泊行事の費用を抑える工夫	
埼玉県	羽生市	0			
埼玉県	鴻巣市	0			可能态度使以整点取出进; (自由) (可以 整洲经 条件的产生工厂 可能态度 (自由) 现在 (自由) 现在 (中国土地 (中国土地 ) (中国土地 ) (中国土地 )
埼玉県	深谷市	0			<ul><li>平成26年度以降の取り扱いについては、基準額の時期を変更し、平成24年12月末日現在において適用されている保護基準によって認定する。</li><li>・特例として同一世帯内の所得がある者で、基準額の算定日から申請日までの間に、死亡、離婚、額停中を含む)した場合には、算定対象から除外する。</li></ul>
埼玉県	上尾市	0			
埼玉県	草加市		0	・卒業時に呼びかけて制服やジャージを提供してもらいバザー等で販売をししている。 ・相談があれば、付与することも可である。転入生に付与することもあり。	
埼玉県	越谷市	0			
**	<del>**</del>				
埼玉県		0			
埼玉県	戸田市		0	希望する生徒への制服のリサイクル	
埼玉県	入間市	0			
埼玉県		0			
埼玉県	志木市	0			
埼玉県	和光市	0			
埼玉県		0			
埼玉県		0			
埼玉県		0			
埼玉県		0			
埼玉県		0			
埼玉県	富士見市	0			
埼玉県	三郷市	0			
埼玉県	蓮田市	0			
埼玉県	坂戸市		0	希望する生徒への制服のリサイクル	

		Ⅳ その他			
		通学用服务	等の学用品	等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組 	自由記載欄
①都道府		ア、特にでいるでは、では、おいまでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	イ. 取組 を行って い握 してい る)	イにOをした場合、その内容	
該当団体	63	53	10	10	3
		0			
加亚州	+111	0			
埼玉県	鶴ヶ島市	0			
埼玉県	日高市	0			
		0			
埼玉県	ふじみ野市		0	希望する生徒への制服、柔道着等のリサイクル	
埼玉県	白岡市	0			<ul><li>・平成29年度から準要保護者の認定基準を見直し、所得基準を、生活保護基準額の「1.5倍未満」から「1.3倍以下」に変更した。</li><li>・併せて、児童扶養手当の受給世帯又は住民税非課税世帯については、所得基準による審査を行わないこととした。</li></ul>
埼玉県	伊奈町	0			
	— ++ m-		0	21° modelBout D	
埼玉県	三芳町		0	バザーでの制服の出品。	
埼玉県	毛呂山町	0			
埼玉県	越生町	0			
埼玉県	滑川町		0	希望する生徒への制服のリサイクル(在庫が出れば新入学1年生に通知する。)	
埼玉県	嵐山町	0			
埼玉県	小川町	0			
埼玉県	川島町	0			
	<b></b> =-				
埼玉県		0			
埼玉県		0			
	ときがわ町		0	希望する生徒への制服のリサイクル	
埼玉県		0			
		0			
埼玉県	小鹿野町	0			
埼玉県	東秩父村	0			
		0			
埼玉県		0			
		0			
埼玉県			0	制服のリサイクル	
埼玉県		0			
		0			
埼玉県		0			